

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状
(1) 地域の災害等リスク (洪水 : ハザードマップ) 当地域は瀬野川水域にあり、「広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び広島市洪水ハザードマップ」によると、当会の船越支所が立地する市街地域において、広範囲に0.5m～2mの浸水が予想されている。また、太田川水系の洪水浸水予測では、想定最大規模の場合に、府中町と南区に隣接した場所で0.5m未満の浸水が想定されている。 ■広島市洪水ハザードマップ・・・安芸区 船越（瀬野川）が該当 https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/saigai/1021035/1003240.html ■広島県洪水ポータルひろしま https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx ■広島県河川課 HP : 平成27年水防法改正に基づく、洪水浸水想定区域の指定状況 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html (浸水（内水） : ハザードマップ) 広島市が公表している「広島市浸水（内水）ハザードマップ」によると、過去最大降雨と同様な雨が、当商工会が立地する地域に一律に降った場合の浸水を想定している。過去最大降雨とは明治21年以降、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大のものであり、その降雨量は1時間雨量121mmである。 なお、令和7年度中に、雨水整備を行っている市域全域において浸水（内水）ハザードマップの地区割の見直し等を行ったうえで、新規作成及び改訂する予定があるため、新規作成及び改訂後は、そちらを確認すること。 ■広島市浸水（内水）ハザードマップ https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/suidogesuido/1005966/1026319/1026321/1003118.html (土砂災害 : ハザードマップ) 広島県の「土砂災害ポータルひろしま」及び広島市の「土砂災害ハザードマップ」によると、当商工会の船越支所が位置する地域は、埋立地域が低地であり、山の斜面まで住宅が造成されているため、特に急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域が多く存在しており、家屋・主要生活道路への影響が大きい。 ■広島市土砂災害ハザードマップ・・・船越小学校区が該当 https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/saigai/1021035/1003244.html (地震 : 広島市地震被害想定調査報告書・広島市地震防災マップ) 広島市地震被害想定調査報告書によると、南海トラフ巨大地震においては最大震度6弱の地震が発生すると予想されている。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、震度6弱の地震が発生すると予想されている。 ・本市で想定される地震 (1) 南海トラフ巨大地震 (2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震

- (3) 五日市断層による地震
- (4) 己斐-広島西縁断層帯による地震
- (5) 岩国断層帯による地震
- (6) 広島湾-岩国沖断層帯による地震

■広島市地震被害想定調査報告書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/saigai/1021018/1025517/1003239.html>

■広島市地震防災マップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/saigai/1021035/1013472.html>

(津波：ハザードマップ)

広島県の「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び「広島県津波浸水想定図」では、南海トラフ地震発生時における津波で市街地のほぼ全域が浸水、特にJR山陽本線以南では最大4m近い浸水が想定されている。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■広島市防災サイト「広島県津波浸水想定図について」

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/saigai/1021035/1013393.html>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナ感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していないウイルスの出現により、全国的に急速にまん延し、市民の生命・健康に重大な影響を与える恐れがある。

■新型インフルエンザ（内閣感染症危機管理統括庁）

<https://www.caicm.go.jp/citizen/influenza/index.html>

■新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/index.html

（2）商工業者の状況

1) 経済センサスからの事業所数

【表.1 広島安芸商工会地域の商工業者数等】

商工業者数	1,424 (令和7年度商工会実態調査)
小規模事業者数	1,189 (同上)
商工業者の会員数	719 (同上)

2) 業種別の商工業者数

(表2) 令和7年4月1日現在

	広島安芸商工会の会員商工業者等数	うち船越地区の会員商工業者数
建設業	131	23
製造業	80	29
卸売業	15	3
小売業	134	27
飲食業	54	7
サービス業	196	44
その他	109	28
計	719	161

(3) これまでの取組み

1) 広島市の取組状況

①防災計画等の策定状況

・広島市危機管理計画

(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対応計画)

・広島市地域強靭化計画

・広島市感染症予防計画

②防災訓練の実施

・個別訓練の実施

・広島市総合防災訓練の実施

・区防災訓練の実施

・学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

③防災備品の備蓄

平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞在者、約12万1千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1日分の食料・生活必需品等を備蓄している。

2日目以降は県から、3日目以降は協定を締結している政令市等から調達することとする。

2) 広島安芸商工会の取り組み

①西日本豪雨災害での被災

平成30年の西日本豪雨災害では、当商工会地域一帯に多数の土石流が発生し、各種商工業者及び農林水産業者への大きな被害があった。管内（安芸区船越、海田町、坂町）の107（件数）事業所が被災した。また、尾崎川及び坂地区の総頭川、小屋浦地区の天地川の氾濫により、海田地区、坂地区で大規模な浸水が見られた。加えて上下水道にも被害があり、各地域で断水が発生し、特に坂地区は復旧まで約1ヶ月を要した。ほか、鉄道や道路にも大きな被害があり、交通の分断により陸の孤島となり、人流や物流に大きな影響をもたらし、復旧までに時間を費やした。

②第1次計画（R3～R7）の実績

ア) 平成30年の西日本豪雨災害で甚大な被害を受けた広島安芸商工会地域を、素早い復興に繋げる目的で、令和3年3月9日付けて事業継続力強化支援計画（第1次）を策定した。

イ) 災害復旧のための補助事業の取り組み

項目	内容	必要経費等
小規模事業者被災地型持続化補助金	平成30年度20事業所 平成31年度36事業所	上限2000千円(国)(補助金3/4) 上限250千円(県)(補助率3/4)
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画	中小企業等グループの参加企業数 企業・団体数 79者 (内) 中小企業者 51者 中小企業者以外 28者	事業に要する経費 393,450千円 補助金申請額 294,280千円(補助率3/4)

- ウ) 啓発として2か月に一度会員に向けて発行している会報誌に、事業者のBCP対策として重要な情報(災害対策意識の啓発、計画策定における具体的な手法、策定支援メニュー、損害保険の紹介等)を掲載して継続的な発信を行うとともに、広島県の主催する広島県BCP策定等支援事業を案内した。
- エ) 広島県、広島県商工会連合会(以下、県連といふ。)が行うBCP策定セミナーの開催情報を周知し参加を促した。
(HP、会報誌、窓口指導)
- オ) 広島県中小企業共済協同組合の協力により、火災共済チラシを年3回会員事業所に送付、火災共済の加入・見直し提案を行った。(会報、窓口指導)。会報記事で火災保険料の値上げ情報とともに火災保険の見直しを案内した。
- カ) ホームページに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が公開している「BCPはじめの一歩事業継続力強化計画をつくろう」サイトのバナーを配置
- キ) 県連主催の啓発・計画作成セミナーへの参加案内を実施した。
- ク) 令和4年11月17日に当会主催のセミナーを1回開催した。
- ケ) 事業者のBCP計画策定等の状況

【事業継続力強化計画策定件数】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
目標件数	2	2	2	2	2	10
実績件数	0	1	0	0	0	1
達成率	0%	50%	0%	0%	0%	10%

【事業継続力強化計画フォローアップ件数】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
策定事業者数	0	1	0	0	0	1
フォローアップ件数	0	3	0	0	0	3

③第1次計画(R3～R7)の評価

- 会報誌でBCP対策を継続して発信するとともに、広島県中小企業共済協同組合と連携して火災保険の提案を行った結果、7件の火災保険の加入及び見直しに繋がった。
- BCP策定セミナーを継続して実施し、参加者事業所1者が事業継続力強化計画策定に繋がったが、第一期計画において同計画の策定件数は1件に留まった。

II 課題

平成30年の被災直後は復興・復旧のため、地域ぐるみでのグループ補助金の獲得や事業者BCP計画の策定が進んだ。しかしながら、災害から6年が経過し、事業者の危機意識と被災経験が薄れている中で、計画策定等の話を進めるものの反応が鈍く策定件数が伸び悩んでいる状況である。今後は、より丁寧な説明やフォローによって、1件1件着実に計画策定へと繋げてゆく必要がある。リスクマネジメントとしての共済・保険に対する助言を行える経営指導員

が少ないことも課題である。また、当会の危機管理（B C Pマニュアル）は策定しているものの、職員の人事異動による認知不足と絶対的なマンパワー不足があり、災害時に機能するようなコンパクトで実のある内容に改定する必要がある。

さらに新たな危機としての感染症対策についても、速やかに感染拡大防止に対処するよう、組織内の体制や分散勤務、関係機関との連絡体制を構築する必要が求められる。

III 目標

- ・日本各地で起こる大規模災害に対しては、事前対策が重要であり、地区内小規模事業者に自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有対策を円滑に行うため、当会と県連及び広島市との間における被害情報 報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症発生時 には、速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連絡体制を構築する。
- ・各種保険会社と連携した災害発生に備えた保険制度の加入や見直しの推進を図る。
- ・小規模事業者の事業者B C P及び事業継続力強化計画の策定支援を行う。

【成果目標】

項目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
支援対象事業者数	2	2	2	2	2
B C P・事業継続力強化計画等	1	1	1	1	1

※成果目標は市町ごとに記載しています。

その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と広島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策等）について説明する。

- ・商工会報や広島市だより、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・新型ウイルス感染症に関しては、いつでも・どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の新しい情報を入手し、不確かな情報に惑わされることの無いよう、冷静に対応するよう周知する。

- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ各種支援策を提供し、オフィスの換気やまん延防止設備の導入、テレワーク実現のためのIT環境整備等の促進を支援する。

2) 広島安芸商工会事業継続計画の作成 ・当会の「広島安芸商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」（令和2年10月23日更新）には、感染症対策が記載されていない為、その対策を加える。また、災害時に速やかに行動ができるようコンパクトで実のある内容に更新し、職員に周知する。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県共済及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや各種保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者が策定したBCPや事業継続力強化計画の取組み状況を確認し、必要に応じてフォローアップする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・災害が発生したと仮定し、広島市との連絡ルートの確認等を行う。
(訓練は必要に応じて実施する)

< 2. 発災後の対策 >

- ・発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後すみやかに職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会から県連へ報告した後、広島市に共有する。)
- ・国内感染症発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の衛生管理、手洗い等の励行を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国や県等の方針に基づき対策を講じる。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と広島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、14日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れな場合は大規模災害が発生していると想定する。

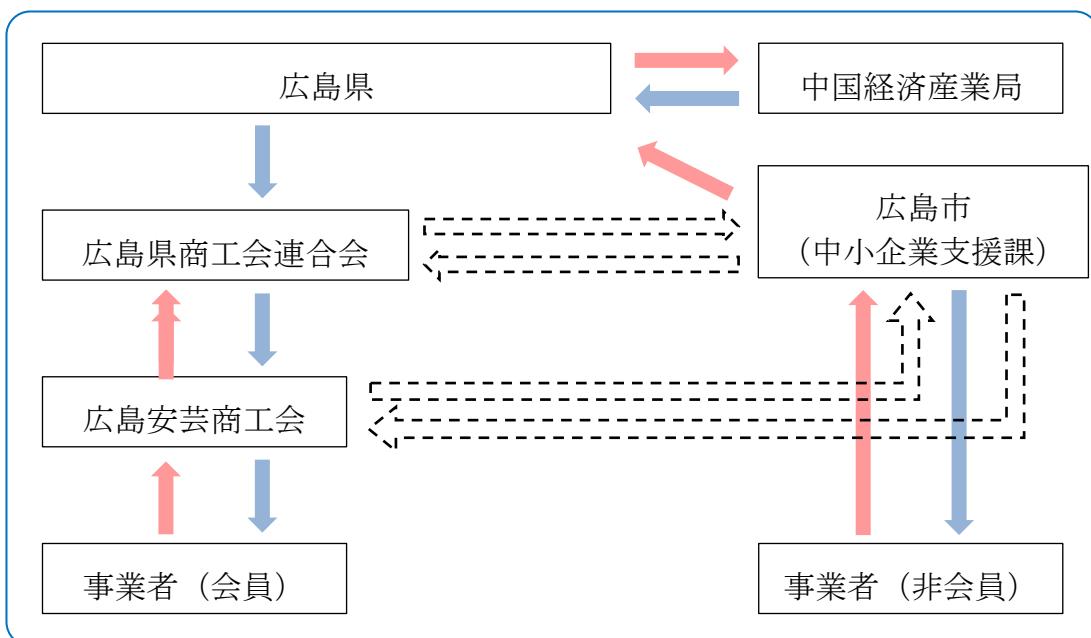
- ・本計画により、当会と広島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回共有する。
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する。
1ヶ月以降	2週間に1回共有する。

- ・感染症の場合、広島市が策定した「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と広島市は自然災害による被災状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、県連の「商工会災害情報報告システム」に入力した被害状況を活用し、県連へ報告した後、広島市へ情報共有を行う。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、県から報告の依頼があった場合は、当会と広島市が共有した情報を県の指定する方法により報告する。
- ・下図の流れで情報共有・報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、広島市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、広島市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援施策や相談窓口の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

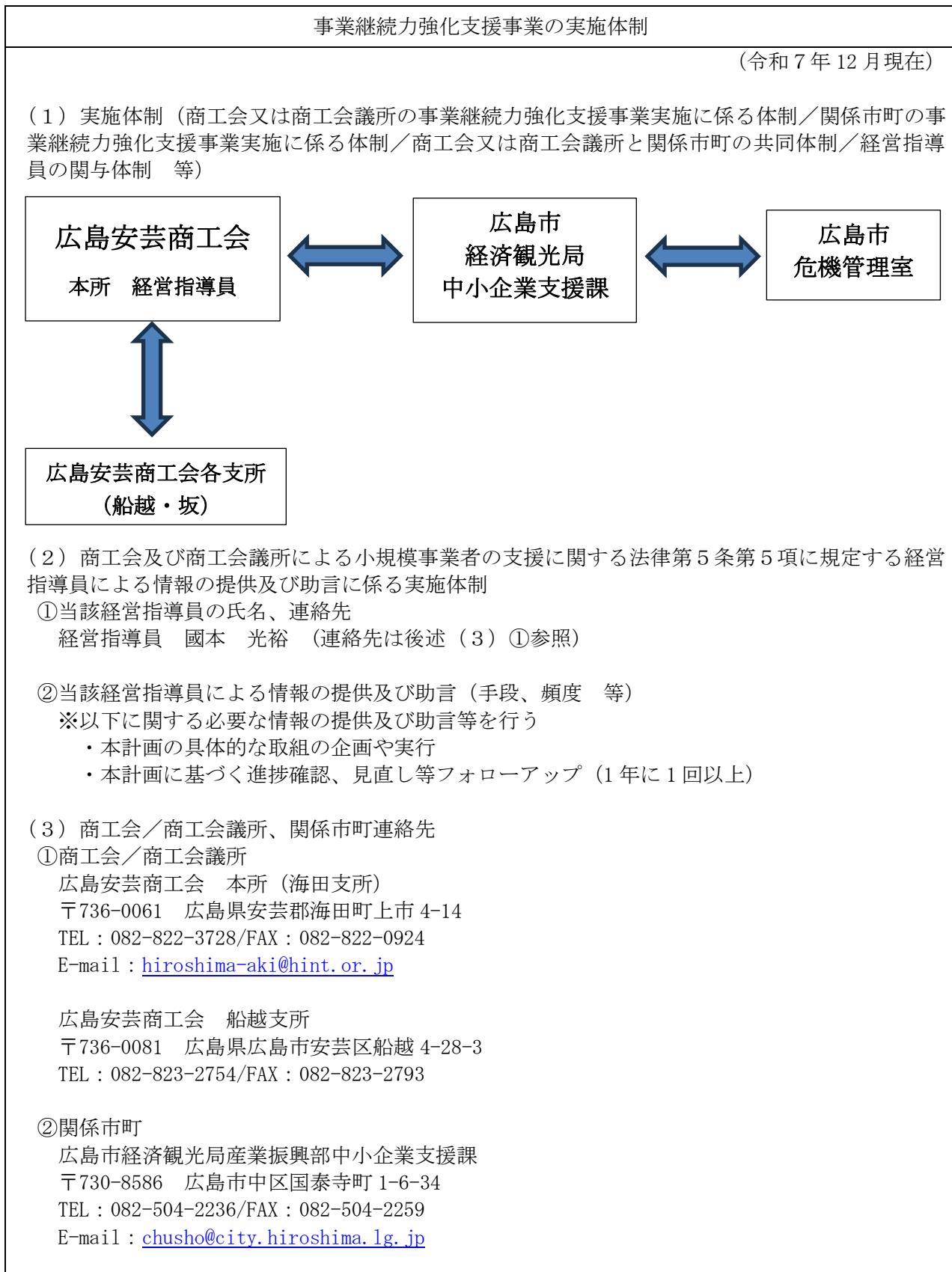
- ・広島県及び広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や広島市等に相談する。

その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	465	465	465	465	465
・専門家派遣	165	165	165	165	165
・広報費	100	100	100	100	100
・チラシ配布郵送料	100	100	100	100	100
・備蓄等消耗品	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
①広島県「小規模事業指導費補助金」 ②海田町「広島安芸商工会補助金」 ③会費収入 ④その他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
連携して事業を実施する者の役割	
連携体制図等	